

旧田井自然教育活用センター跡地の有効活用事業者の選定に係る募集要項に関する質問・回答

NO	質 問	回 答
1	土地・建物の固定資産税と都市計画税はいくらになりますか。	<p>当該土地・建物に係る令和3年度の参考税額は、以下のとおりです。</p> <p>【土地】 固定資産税相当額 118,667円 都市計画税相当額 7,911円</p> <p>【建物】 固定資産税相当額 41,748円 都市計画税相当額 2,784円</p> <p>ただし、上記金額は参考税額のため、実際の税額とは一致しない場合があります。</p>
2	<p>①建物を、解体し建替えることは可能ですか。</p> <p>②建物には、アスベストが含まれていますか。</p> <p>③事前に、申込者がアスベスト使用調査を行うことは可能ですか。</p>	<p>①募集要項の34ページ「様式2-2」により提案いただく、施設の整備方法に関する活用計画に基づき、解体し建替えられる場合は可能です。</p> <p>②募集要項の2ページに記載しております。</p> <p>③可能です。</p>
3	敷地入り口に立っている石柱（2本）と敷地西側に倒れている石柱（1本）は、申込者が処分しても良いのでしょうか。	当該石柱（3本）は、所有権移転までに当方で移転します。募集要項の2ページに記載の「所有権移転時の現状有姿での売却」には含みません。